別表七㈣の項摩耗粉の状況の項を次のように改める。

摩耗粉及び錆の状況	イ　該当する遊戯施設の摩耗粉が基準に正しく判定されていること。 ロ　該当する遊戯施設の摩耗粉が重要な点検箇所に錆びていること。
全長にわたり赤錆色の摩耗粉が付着し、かつ、摩耗粉の状況を目視により確認すること。	
赤錆色の摩耗粉が付着していない箇所があるときは、当該箇所	